

## 田尻町戸籍謄本等の不正取得に係る本人告知実施要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、戸籍法（昭和22年法律第224号）及び住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）の規定により交付する戸籍謄本等が第三者に不正取得された場合において、被害者にその事実を告知することにより、不正取得による被害者の権利又は利益の侵害を防止するとともに不正取得の抑止を図ることを目的とする。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 戸籍謄本等 戸籍法に規定する戸籍の謄本又は抄本（除かれたもの及び改製されたものを含む。）、戸籍記載事項証明書（除かれたもの及び改製されたものを含む。）、戸籍の全部事項証明書又は個人事項証明書（除かれたもの及び改製されたものを含む。）、戸籍の一部事項証明書（除かれたもの及び改製されたものを含む。）及び戸籍届出書の記載事項証明書並びに住民基本台帳法に規定する住民票の写し（消除されたもの及び改製されたものを含む。）、住民票記載事項証明書及び戸籍の附票の写し（消除されたもの及び改製されたものを含む。）をいう。
- (2) 特定事務受任者 弁護士（弁護士法人を含む。）、司法書士（司法書士法人を含む。）、土地家屋調査士（土地家屋調査士法人を含む。）、税理士（税理士法人を含む。）、社会保険労務士（社会保険労務士法人を含む。）、弁理士（特許業務法人を含む。）、海事代理士又は行政書士（行政書士法人を含む。）をいう。
- (3) 不正取得 偽りその他不正の手段により戸籍謄本等の交付を請求し、取得することをいう。
- (4) 職務上請求書 特定事務受任者の所属する会が発行した戸籍謄本等の交付を請求する書類をいう。

### (告知の時期)

第3条 町長は、次のいずれかに該当する場合には、その旨を本人等へ告知するものとする。

- (1) 不正取得した者が、戸籍法第133条、同法第134条又は住民基本台帳法第47条第2号の規定に該当することが明らかになった場合
- (2) 国又は大阪府等からの通知等により、職務上請求書が不正に使用され、不正取得を行った事実が明らかになった場合

### (告知対象者)

第4条 前条の告知は、次の各号に掲げる場合に依り、当該各号に掲げる者に行うものとする。

- (1) 戸籍謄本等であって不正取得された者（以下「被取得者」という。）が特定できる場合 被取得者本人

- (2) 戸籍若しくは除籍の謄本又は戸籍の附票の写しであって、被取得者が特定できない場合 当該被取得者の筆頭者
  - (3) 住民票の写し又は住民票記載事項証明書であって、被取得者が特定できない場合 当該被取得者の世帯主
  - 2 前項の規定に関わらず、次に掲げる者に係る不正取得は、告知の対象者としなない。
    - (1) 本町の戸籍に記載又は住民基本台帳に記録がなく、被取得者の所在が確認できない場合
    - (2) 前項各号に掲げる者が死亡又は失踪宣告を受けている場合  
(告知方法)
- 第5条 告知対象者への第3条の告知は、告知文(様式第1号)を簡易書留郵便にて送達する方法によりこれを行う。
- 2 告知対象者から連絡を受けたときは、文書又は面談等により説明を行うものとする。  
(告知内容)
- 第6条 告知対象者に告知する内容は、次のとおりとする。
- (1) 職務上請求書に記載された事項(印影並びに使用者の氏名及び住所等は除く。)
  - (2) 事件の概要が分かるもの  
(プライバシーの保護等)
- 第7条 町長は、告知に当たっては、関係者のプライバシーの保護及び秘密の保持を徹底し、当該告知を行ったことにより、被取得者本人等が不利益を受けることのないよう留意しなければならない。  
(告知後の対応)
- 第8条 町長は、告知後、被取得者本人等から人権侵害等に係る相談があった場合は、庁内関係部署に必要な指示を行い、関係機関等と連携を図りながら対応するものとする。  
(委任)
- 第9条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施に関し必要な事項は、町長が別に定める。

#### 附 則

この要綱は、平成26年3月10日から実施する。

様式第1号（第5条関係）

田尻第 号  
年 月 日

（告知対象者氏名） 様

田尻町長

戸籍謄本、住民票の写し等の不正請求について

平素は、本町の行政運営にご理解とご協力を賜り、誠にありがとうございます。

さて、突然ではございますが、この度、不正な手段により戸籍謄本等を取得していた事件が発覚し、本町において調査したところ、あなたに関係する〇〇〇〇（証明書等の種類）が不正に取得されていることが判明しました。

つきましては、本件に関しましてご説明させていただきたく、誠に恐縮ですが、住民部住民課 担当者までご連絡いただきますようお願いいたします。

（連絡・お問い合わせ先）

田尻町住民部住民課 担当

〒598-8588 大阪府泉南郡田尻町嘉祥寺 375 番地 1

TEL 072-466-5004(直通)